

2025年4月8日(火)

米国政府の関税措置等に関する 「相談窓口の設置」と「特別融資の取り扱い開始」について

- 2025年4月8日(火)より、「米国政府の関税措置等に関する相談窓口」を設置しました。
- 2025年4月9日(水)より、「トマト米国関税対応特別融資」の取り扱いを開始します。

株式会社トマト銀行(取締役社長 高木 晶悟)は、今般の米国政府による関税措置等に伴い直接的・間接的に影響を受けられたお客さまをご支援するため、下記のとおり「米国政府の関税措置等に関する相談窓口」を設置するとともに、「トマト米国関税対応特別融資」の取り扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

記

【相談窓口の概要】

名 称	米国政府の関税措置等に関する相談窓口
設 置 期 間	2025年4月8日(火)～2025年9月30日(火)
設 置 場 所	(1)全営業店(※) 相談受付時間 : 窓口 (平日)午前9時から午後3時まで : 電話 (平日)午前9時から午後5時まで (※)取り扱い店舗や時間については、ホームページまたは最寄りの店舗までお問い合わせください。 (2)ビジネスサポートプラザ 所在地 : 岡山市北区番町2-2-15 トマト銀行第2別館1階 連絡先 : 0088-24-1020(フリーコール) 相談受付時間: 窓口・電話 (平日)午前9時から午後5時まで

【特別融資の概要】

名 称	トマト米国関税対応特別融資
ご 利 用 いただける方	米国政府による関税措置等に伴い、経営に直接的・間接的に影響を受けられた法人および個人事業主
お 使 い み ち	関税措置等の影響に関連する運転資金および設備資金
取 扱 期 間	2025年4月9日(水)～2025年9月30日(火)
ご 利 用 金 額	5,000万円以内
お 借 入 期 間	運転資金 7年以内(6ヵ月以内の据置期間を含む) 設備資金 10年以内(6ヵ月以内の据置期間を含む)
お 借 入 利 率	当社所定金利(変動金利)より 年1.0%引き下げ
担 保	原則不要
取 扱 店 舗	全営業店 (※)取り扱い店舗や時間については、ホームページまたは最寄りの店舗までお問い合わせください。
そ の 他	・当社所定の審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・詳細は営業店窓口でお尋ねください。

以 上

本件に関するお問い合わせ先	営業統括部	佐藤	TEL 086-800-1810
報道関係のお問い合わせ先	経営企画部(広報担当)	俣野	TEL 086-221-1033